

# 大子町企業立地促進条例

平成19年9月18日

大子町条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、企業立地の促進及び企業活動の活性化のために必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興と町民の雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 事務所、工場、店舗その他の企業がその事業の用に供する施設をいう。
- (3) 立地 企業が事業所を新設し、又は移転して操業を開始することをいう。
- (4) 事業拡張 町内に立地後、事業活動を行っている企業が、事業所を拡張し、又は事業所の設備を新設し、増設し、若しくは更新して操業を開始することをいう。
- (5) 新規雇用者 企業が操業開始日の前後6か月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上継続して雇用している者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。）のうち、町内に住所を有するものをいう。

## (奨励金の交付)

第3条 町長は、立地又は事業拡張を行った企業に対し、予算の範囲内で雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金の交付を受けた企業は、当該奨励金の交付を受けた日から10年を経過するまでの間、新たな事業拡張に対する奨励金の交付を受けることができない。

## (奨励金の交付要件)

第4条 奨励金の交付を受けることができる企業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 製造の事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）その他町規則で定める業種であること。
- (2) 立地又は事業拡張に伴う新規雇用者数が5人以上であること。
- (3) 納期限の到来した市町村税等を完納していること。
- (4) 事業拡張の場合にあっては、現に町内で10年以上事業を継続していること。

(奨励金の交付期間)

第5条 奨励金の交付期間は、操業開始日後1年を経過した日から3年間とする。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、新規雇用者1人につき年額15万円とする。

2 前条に規定する交付期間において、各年度に交付する奨励金の額は、750万円を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする企業（以下「申請企業」という。）は、操業開始日から1年6か月を経過した日後1か月以内に町長に申請しなければならない。

2 2年目以降の奨励金の交付を受けようとする申請企業は、1年ごとに町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を申請企業に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた企業（以下「決定企業」という。）は、第5条に規定する交付期間において申請事項を変更しようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請事項の変更の可否を決定し、その旨を当該申請に係る決定企業に通知するものとする。

(操業廃止等の届出)

第10条 決定企業は、操業開始後に操業を廃止し、又は6か月以上休止するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(奨励金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 町長は、決定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 操業を廃止し、又は6か月以上休止したとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(報告、調査等)

第12条 町長は、決定企業に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(地位の承継)

第13条 町長は、譲渡、合併その他の理由により決定企業に変更が生じたときは、当該決定企業の地位を承継する企業（以下「承継企業」という。）に対して奨励金の交付を引き続き行うことができる。

2 承継企業は、決定企業の地位を承継しようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、地位の承継の可否を決定し、その旨を当該申請に係る承継企業に通知するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大子町企業立地促進条例第4条の規定は、平成24年10月1日以降に立地又は事業拡張を行った企業について適用する。

(読替規定)

3 平成24年10月1日から平成25年2月28日までに立地又は事業拡張を行った企業で、改正後の大子町企業立地促進条例により新たに奨励金の交付対象となる企業については、第7条第1項中「操業開始日から1年6か月を経過した日後1か月以内」とあるのは「平成26年9月1日から1か月以内」と読み替えるものとする。